

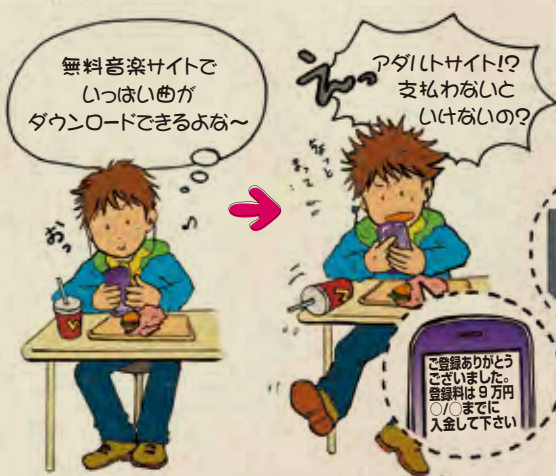
# 増えていきます! インターネットの契約トラブル

今やインターネットは私たちの生活とは切り離せない存在です。その分、インターネットが絡むトラブルも急増しています。あなたの身近にも、こんなトラブルが潜んでいるかも!?

## 詐欺的要素のある事例

### ワンクリック請求

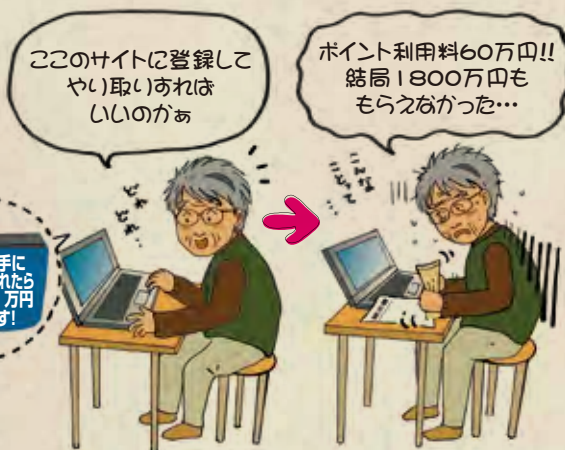
アダルトサイト等にアクセスした際、突然「登録完了」の表示が出て、登録料を期限内に支払えと指示されます。(無料音楽サイトなど一般のサイトを装ってクリックさせる手口が増えています。)



請求があっても焦って相手に連絡してはいけません。内容をよく確認し、支払が必要かじっくり検討しましょう。

### サクラサイト商法

「友達になりませんか」「相談に乗って下さい」「資金を援助します」などの内容で、有料サイトに誘導し、業者が雇ったサクラを相手にやり取りを行った結果、多額の利用料(ポイント代等)を請求されます。



メールをやり取りするだけでサイト利用料が発生する場合がありますので、利用規約などを十分に確認しましょう。何かおかしいと思ったらすぐに利用を中止しましょう。

## インターネット詐欺回避のために

- ✓ 興味本位でアクセスしない。
  - ✓ 相手先の情報は保存する。
  - ✓ 相手先を簡単に信用しない。
  - ✓ 簡単にお金は払わない。
  - ✓ 自分から個人情報を知らせない。
- ※おかしな日本語のメールやサイト、無料、安すぎる商品などには特に注意が必要です。

た  
に  
お  
り

## 不注意によるトラブル事例

### オンラインゲームに関するトラブル

無料ではじめてもゲームを進めていくと、アイテムの取得などで費用が発生し、気づくと高額になってしまう場合があります。また、知らないうちにお子様が有料アイテムをクレジットカード決済していたなどの相談が増えています。



ゲームのシステムを理解し、節度を持って利用しましょう。また、お子様には上限金額を設けるなどルールを決めることも重要です。

### 通販トラブル

通信販売では、「思っていた物と違う」「商品が届かない」「返品出来ない」などの相談があります。また、偽のブランド品などを販売する詐欺的な業者もいます。



商品だけでなく、相手の連絡先や返品に関する規定などの契約内容をよく確認してから申し込みましょう。

他にもこんなトラブルがあります。

**迷惑メール** 不正入手したリストやランダムに作成したアドレスにより、大量の電子メールを一方向的に送信します。見知らぬアドレスから送られてくるメールの中には、ウイルスや不正なプログラムが仕込まれていることがあります。

**個人情報漏えい** あるサイトにメールアドレスや生年月日などの個人情報を入力したところ、勧誘や広告のメールが頻りに届くようになったり、クレジットカードの番号を悪用されるケースがあります。

**成功報酬型広告** サイトを開設し広告を掲載して、その広告により契約が成立すれば報酬がもらえるという仕組みです。「高い初期費用を支払わされた」「報酬が支払われない」などの相談があります。

**ネットオークション** 「落札した商品が届かない」「出品されていた物と違う物が送られてきた」「ノークレーム・ノーリターンと表示し、苦情に対応しない」などの相談があります。

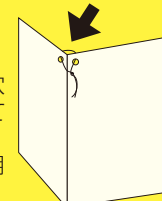
- 消費生活に関するご相談は、各消費生活センター(悪質商法の面を参照)で受け付けております。
- 消費生活に関する詳しい情報は、市ホームページでご覧いただけます。

市ホームページ > **暮らしの情報** > **消費生活**

発行: 相模原市 生活安全課 中央区中央2-11-15 ☎042-769-8229

### このチラシの保存方法

2つに折り上部に穴を開けひもを通して下さい  
保存版としてご活用頂けます



# 悪質商法や契約トラブル以外にも… ご注意！振り込め詐欺

振り込め詐欺にはこんな手口があります

## ① オレオレ詐欺

家族や警察官、弁護士などになりすまし、交通事故や借金、痴漢行為などの解決のための現金を要求します。



- 対策**
- 身内の名前でも疑い、必ず本人と連絡を取りましょう。
  - 警察官や弁護士などを名乗ったら、所属と氏名を聞き、相手が告げた電話番号ではなく、電話帳などで調べた電話番号にかけ直しましょう。
  - 在宅中も留守番電話に設定し、不審な電話には出ないようにしましょう。

## ② 架空請求詐欺

Eメールやはがきを使い、インターネットの有料サイト利用料などの名目で現金を要求します。また、ホームページ内の画像やリンクをクリックするだけで契約が成立したかのような画面を表示し、料金を請求する場合があります。



- 対策**
- 電話やEメールから個人情報知られてしまうため、直接問い合わせないようにしましょう。
  - 身に覚えのない請求はがきやEメールは保管し、警察に相談しましょう。

## ③ 融資保証金詐欺

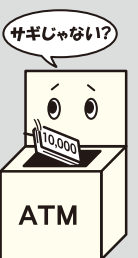
ダイレクトメールやファックスなどで融資の勧誘を行い、申込者に保証金や手数料の名目で現金を要求します。



- 対策**
- 貸金業者登録番号が記載されていないときや、電話番号が携帯電話のときは、怪しい業者だと思しましょう。

## ④ 還付金等詐欺

市や税務署などの職員を装い、医療費や税金などの還付金があると偽ってATMに誘い出し、指示に従い操作するよう誘導します。



- 対策**
- 公的機関が還付のために電話で連絡したり、ATMに誘導したりすることはありません。相手の言うことをうのみにしないようにしましょう。

最近、金融機関を通じて振り込ませる「振込型」よりも、息子などの代理を装い、自宅などに現金やキャッシュカードを直接取りに来る「受取型」の手口が大半を占めています。また、何人もが役割分担し、巧みに相手を信用させる「劇場型」の詐欺が急増しています。

不審な電話があったら、**警察 110番** が最寄りの交番に相談しましょう。

# だまされないぞ!! 悪質商法

悪質な業者による消費者トラブルが後を絶ちません。被害にあわないためには、日常の心構えが大切。悪質業者の手口を知っておきましょう。

## 送りつけ商法

注文していないのに勝手に商品が送られ、料金を請求されます。(事前に電話があり、契約したと錯覚させるケースも増えています。)



→ 注文したものでなければ受け取りを拒否しましょう。

## 点検商法

「無料で点検します」と訪問し「すぐ直さない危険だ」など不安をあおって高額な工事などを勧めます。



→ あわてて契約せず、複数社から見積りを取りましょう。

悪質業者の手口

他にもこんな手口があります。

## 利殖商法

未公開株や社債など、実態のない取引によるもうけ話を持ちかけ、多額のお金をだまし取ろうとします。

## SF(催眠)商法

せまい会場などで、たくみに会場の雰囲気盛り上げ、高額商品を契約させます。

## 次々販売

一度契約をすると、次々と販売して過剰な量の契約をさせようとする。

困ったときは、一人で悩まず、**気軽に** ご相談ください!

消費生活センターでは、契約上のトラブルなど消費生活に関する相談や解決のための助言、必要に応じてあっせんなどを行っています(相模原市に在住・在勤・在学の方を対象に相談をお受けします)。

北消費生活センター ☎ 042-775-1770 [JR橋本駅北口 イオン橋本店6階]

相模原消費生活センター ☎ 042-776-2511 [JR相模原駅 セレオ相模原4階]

南消費生活センター ☎ 042-749-2175 [市南区合同庁舎3階]

相談日時 月～金 午前9時～正午、午後1時～4時(北消費生活センターは、土・日、祝日も相談できます。)

※年末年始を除く。